

# ザン共同通信

*Topics* 注目トピック

- 税制 インボイス制度がスタート!  
あらためてインボイス制度をわかりやすく解説
- 融資 商工会議所等を活用して  
お得に利用できる融資制度(公庫)
- 社会保険 「年収の壁」とは?

2023年

11

月号



お客様インタビュー

『株式会社Don't Show The Elephant』

江城 祐太 様



# 株式会社Don't Show The Elephant

代表者名 江城 祐太様(写真左)

青山オフィス

井坂 絢未(写真右)

## サン共同税理士法人に依頼をしたきっかけ

私自身、元々自営業をしていた父親の影響で経営には興味があり独立前はデロイト トーマツのコンサルティング部門(以下、デロイト)にいました。ですので、サン共同税理士法人の代表税理士である朝倉先生とはデロイトつながりでご縁をいただきました。

私のこれまでのキャリアは、新卒で人材採用のコンサル会社のあとにデロイトに3年ほど在籍し、その後、株式会社セールスフォース、チームラボ株式会社、友人が立ち上げた会社の役員を経て独立をしました。

朝倉さんを紹介してもらったのは、独立前のときでした。当時は税務顧問をお願いする予定はなく、その後自分で会社を立ち上げることになり税理士を探すタイミングで改めてこちらからお願いをした流れとなります。

## 担当者への感想

サン共同さんは、正式に税務顧問の依頼をさせていただいたときには、当初よりものすごい勢いで成長をされていて驚きました。

その後、現在の横浜支社・拠点長の近藤昂さんとも仲良くさせていただいていて、税理士の方と縁があるとなにかと助かるので貴重な人脈だと感じています。

近藤さんや、担当の井坂さんには折に触れてよくご相談させていただいており、独立前に役員で参画していた会社の株の売却についてのアドバイスや税務的な発想が必要な際には的確に助言をいただいています。

私自身、どんどんビジネスを展開していきたいと思っているので、これからも力になっていただけるとありがたいなと思っています。



## 現在のサービス・今後の展望

現在、力を入れているのは、ネットスーパープラットフォームです。**Pedal(ペダル)**という、小売企業様向けプラットフォームシステムを開発していて、Pedalを使うことでランニングコストを抑えられ、最短 1ヶ月でネットスーパーを立ち上げることができます。

Pedalは、ネットスーパーの機能を持つサービスを**初期費用 / 固定費無料**で導入可能で、**配達機能**もワンストップで提供しています。そのため、サービスを立ち上げる際、配達員や配達手段を確保する必要がなく、**導入の負担を抑える**ことができます。

このサービスに力を入れようと思ったのは、**地方のDX化**がまだまだ進んでいないと思ったのがきっかけでした。首都圏にいれば、スマホ一つで何でも購入ができ、**キャッシュレス**も当たり前になっていますが、地方ではその土地に昔からあるスーパーに**車で買い出しに行く風潮**が根強く残っています。**お年寄り**や小さいお子さんを抱える**シングルマザー**の方は、お米や水など重たい買い物は**負担が大きい**のではと課題に感じていました。

自宅にいて、自分の指定した時間に届けてくれる。**地方にもネットスーパーのサービスを広めることより時間的、身体的に負担を減らせる**のではないかと考えました。



またネットスーパーは、店舗側にもメリットがあります。これまでは、実店舗を導入しないと拡大が見込めなかったのが、ネットスーパーの導入により、店舗拡大をしなくとも売上向上の見込めるようになりました。

行くのが億劫だからと近くのスーパーでしか買い物をしていなかった方に対しても、新たな集客ができるので店舗側、顧客側にもメリットがあると思います。

ビジネス・テクノロジー・クリエイティブをよりシームレスにして、そして新たな価値の創造をこれからも頑張っていきたいと思っています。

## 法人情報

社名： 株式会社Don't Show The Elephant

所在地： 東京都渋谷区神宮前2-18-7

事業内容： アプリ開発

ネットスーパー販売サイト運営

問合せ先： <https://pe-dal.com/inquiries/new>

## インボイス制度がスタート！ あらためてインボイス制度をわかりやすく解説

2023年10月から、消費税の納税に関わる新たな制度である適格請求書保存方式(インボイス制度)がスタートしました。

すべての事業者にかかれ少なかれ影響を及ぼすので、しっかりと理解しておくべきなのですが、内容が複雑であるためいまだに把握しきれていない方も多いのではないのでしょうか。

適格請求書保存方式の核となる要素は、インボイス、すなわち適格請求書です。インボイスを活用するためには、適切な方法で保存する必要があります。

ここでは電子帳簿保存法なども関わってくるため、幅広く学んでおかなければいけません。

この記事では、適格請求書に関するさまざまなルールの紹介を中心に、制度の詳細をわかりやすく解説します。

### 適格請求書保存方式(インボイス制度)とは？

インボイス制度は、すべてを日本語で表現すると「適格請求書保存方式」となります。

両者は同じものを指しているため、同じ知識で捉えて問題ありません。

適格請求書保存方式に関する基本的な知識を、ここでは以下の4つに分けて解説します。

- ・ 仕入税額控除に適格請求書が必須となる
- ・ 適格請求書の国税庁フォーマット
- ・ 電子インボイスの発行も可能
- ・ 適格請求書の消費税の端数処理

細かい論点もありますが、しっかり読んで把握しておきましょう。

#### ●仕入税額控除に適格請求書が必須となる

インボイス制度が始まることによる最大の変化は、仕入税額控除を適用するために適格請求書(インボイス)の保存が必須となることです。

仕入税額控除とは、売上に含まれる消費税を納税するときに、仕入れ費用に含まれていた消費税分を控除できる仕組みです。

たとえば仕入先から33,000円(うち消費税3,000円)で仕入れたものを44,000円(うち消費税4,000円)で販売した場合、仕入税額控除は適用すれば、4,000円から3,000円を引いた1,000円のみを消費税として納税すればOKになります。

このとき控除された3,000円は、仕入先が売上に含まれる消費税として支払っています。

つまり仕入税額控除は、国による消費税の二重取りを回避するための制度であるといえるでしょう。

インボイス制度の開始後は、仕入税額控除をするために仕入先からインボイスを発行してもらい、それを適切な手段で保管する必要があります。

参考：仕入税額控除の対象となるもの | 国税庁

▶<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6451.htm>

## ■ 適格請求書の国税庁フォーマット

適格請求書(インボイス)は、好きなように書いていいわけではありません。規定にしたがって作成する必要があります。

国税庁のサイトには、適格請求書の具体的な書き方が公開されているので、取引先に発行するときには以下を参考にすることをおすすめします。

参考:適格請求書の記載事項 | 国税庁

▶<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-09.pdf>

適格請求書に必ず記載しなければならないのは、以下の2点です。

- ・ 適格請求書発行事業者としての登録番号
- ・ 消費税の内訳(8%と10%を区分けする)

これらを書いた適格請求書には効力がないので、注意しましょう。

### ● 電子インボイスの発行も可能

適格請求書は、電子データとしても発行できます。

必ずしもプリントアウトして紙の形式で取引先に渡さなければいけないわけではありません。

電子データの形で発行された適格請求書は、電子データとして保存することが義務付けられています。

これは電子帳簿保存法の改正に基づく新たなルールです。

### ● 適格請求書の消費税の端数処理

適格請求書の消費税額は、請求書ごと・税率ごとに1回の端数処理をおこないます。

適格請求書には消費税の内訳が8%と10%に区分けされて記載されているはずですが、

そのそれぞれに対して、1回ごとに端数処理をする必要があります。ただし、個々の商品ごとに端数処理をすることは許されていません。

端数処理の方法は、「1円未満の端数を切り上げる」「1円未満の端数を切り捨てる」「四捨五入する」など、自由に決められます。

参考:適格請求書等保存方式の概要

▶<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

## ■ 適格請求書が発行できるのは適格請求書発行事業者のみ

適格請求書は、誰でも発行できるものではありません。適格請求書発行事業者として国に登録した事業者のみが発行できます。

適格請求書の必須記載事項として、適格請求書発行事業者の登録番号があります。

登録をしなければこの番号を発行してもらうことはできません。

必然的に、適格請求書発行事業者のみが適格請求書を発行できることとなります。

## ■ 適格請求書の登録番号

前項で解説した適格請求書の登録番号は、アルファベットのTから始まり、13桁の数字が続く構成になっています。

法人の場合、Tのあとに続く数字は法人番号です。

それ以外の個人事業者などの場合は、13桁の数字として「法人番号と重複しない事業者ごとの番号」が用いられます。このときマイナンバーは用いないことに注意してください。

参考: 登録番号とは | 国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト

▶<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/about-toroku/index.html>

## ■ 適格請求書の登録番号発行方法

適格請求書の登録番号を発行してもらうには、以下の手順を踏まえる必要があります。

- ・登録申請書を作成する
- ・管轄のインボイス登録センターに提出する
- ・登録番号を取得したら取引先へ通知する

まずは国税庁が公開している「適格請求書発行事業者の登録申請書」に必要事項を記載します。

参考: 適格請求書発行事業者の登録申請書 | 国税庁

▶<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/pdf/0022003-083.pdf>

作成した申請書は、管轄区域に用意されているインボイス登録センターに提出します。

窓口に出す・郵送・e-Taxのいずれの方法でも申請可能です。

登録番号が発行されるまでの期間が早いのはe-Taxによる申請となります。

申請書は税務署によって審査され、問題ないと判断されれば登録番号が発行されます。

発行された登録番号は、取引先に通知しておきましょう。

後に適格請求書が発行した際、記載された番号が間違っていないかチェックするといった目的で使われます。

## 適格簡易請求書とは

適格簡易請求書とは、不特定かつ多数の人々に対して商品やサービスを提供する業種が発行できる、簡易的な適格請求書のことです。

ここでは以下の2点に分けて解説します。

- ・ 適格簡易請求書が発行できる事業者
- ・ 適格簡易請求書の記載内容

順番に見ていきましょう。

### 適格簡易請求書が発行できる事業者

前項で軽く触れた通り、適格簡易請求書が発行できる事業者は「不特定かつ多数の人々に対して商品やサービスを提供する業種」に限られています。

具体的には以下のような業種です。

- ・ 小売業
- ・ 飲食店業
- ・ 写真業
- ・ 旅行業
- ・ タクシー業
- ・ 駐車場業
- ・ その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数のものに資産の譲渡等を行う事業

上記の業種は、実態にかかわらず適格簡易請求書を発行できます。

たとえば小売業者が必ずしも不特定多数を相手に商品を提供しているとは限りませんが、どのような業態であるにせよ小売業者である時点で適格簡易請求書を交付できると定められています。

参考：消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A | 国税庁

▶ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf#page=48>

### 適格簡易請求書の記載内容

適格簡易請求書に記載すべき内容としては、以下のものが定められています。具体的には以下のような業種です。

- ・ 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ・ 取引年月日
- ・ 取引内容
- ・ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ・ 税率ごとに区分した消費税額など、または適用税率

これらがきちんと記載されていれば、請求書だけでなくレシートや領収書も適格簡易請求書として発行できると定められています。

参考：適格請求書等保存方式の概要 | 国税庁

▶ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>



## 適格返還請求書とは

適格請求書発行事業者が、課税事業者に対して返品や値引きなど「売上に係る対価の返還」を求める場合、適格返還請求書の交付義務が課せられています。

きちんとした手続きを踏まないと、後の税務処理において混乱してしまうからです。

ただし以下の条件に当てはまる場合には、適格返還請求書の交付義務が免除されます。

- ・ 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ・ 出荷者などが卸売市場においておこなう生鮮食料品等の販売
- ・ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合または森林組合等に委託して行う農林水産物の販売
- ・ 3万円未満の自動販売機および自動サービス機により行われる商品の販売等
- ・ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス

参考：消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A | 国税庁

▶<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf#page=5>

## 帳簿のみで仕入税額控除が認められる場合

通常であれば、仕入税額控除を適用するためには適格請求書が必須となります。

しかし一定の事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除が適用されるケースもあります。

代表例は以下のようなものです。

- ・ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ・ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物の購入
- ・ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物の購入
- ・ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機および自動サービス機からの商品の購入等

参考：帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合 | 国税庁

▶<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-13.pdf>

## 適格請求書保存方式の一定期間の経過措置

適格請求書保存方式は2023年10月から開始されますが、開始後すぐに完全な状態で適用されるわけではありません。一定期間の経過措置が設けられています。具体的には以下の3つです。

- ・ 免税事業者からの仕入れの経過措置
- ・ 少額取引の適格請求書不要
- ・ 課税事業者になった際の納税額の支援措置

順番に見ていきましょう。

### 免税事業者からの仕入れの経過措置

適格請求書保存方式においては、適格請求書発行事業者から適格請求書(インボイス)を発行してもらわない限り、仕入税額控除を適用することはできません。

しかし制度の導入からしばらくのあいだは、免税事業者からの仕入れであっても消費税の一部が仕入税額控除の対象となります。

最初の3年間(2026年9月まで)は、課税仕入れの80%を控除できます。次の3年間(2029年9月まで)は、同じく50%を控除可能です。

### 少額取引の適格請求書不要

2029年9月までは、1万円未満の課税仕入れについて、適格請求書を発行してもらわなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能です。

イこの措置の対象となるのは、基準期間(2年前)の課税売上が1億円以下であるか、または1年前の上半期の課税売上が5,000円以下である事業者です。

### 課税事業者になった際の2割特例

小規模事業者に対して、納税額の支援措置も用意されています。その代表的なものが「2割特例」です。

2割特例とは、消費税の納税額を計算する際に仕入税額控除を「預かり消費税×80%」で計算すれば良いという特例制度です。

計算の結果として納税額が消費税全体の2割程度になるため、2割特例と呼ばれています。

2割特例が導入された背景としては、個人事業主を中心としてインボイス登録があまり進んでいないことが挙げられます。

個人事業主の多くは免税事業者であり、インボイス登録をするためには課税事業者にならなければいけません。そこで生じる消費税の負担に抵抗感を持つ人が多いと見られています。

そこで納税の負担と会計処理の簡略化の両方を満たす措置として、2割特例が考え出されました。

上記のような背景から、2割特例の対象となるのは課税売上高が1,000万円以下の免税事業者のみとなっています。

## ■ 売り手側 適格請求書保存方式が免税事業者に与える影響

適格請求書保存方式は、取引における売り手にも買い手にも影響を与えます。

ここではまず、売り手側に与える影響を、適格請求書発行事業者になった場合と、免税事業者のままでいた場合の2つに分けて解説します。

### 適格請求書発行事業者(課税事業者)になった場合

売り手が適格請求書発行事業者になった場合受ける影響としては、以下の3つが挙げられます。

- ・ 消費税の納税が必要になる
- ・ 請求書のフォーマットを変更する必要がある
- ・ 税務処理が増える

免税事業者は消費税を納税する必要はありませんが、適格請求書発行事業者は課税事業者であるため、売上に含まれる消費税を国に納めなければいけません。

次に、適格請求書には必ず記載しなければならない項目があるため、請求書のフォーマットを変更する必要に迫られます。

そして適格請求書に消費税の内訳を記載しなければならない関係上、税務処理の負担はどうしても増えてしまうこととなります。

### 免税事業者のままでいた場合

適格請求書保存方式がスタートしたあとも売り手が免税事業者のままでいた場合には、以下のような影響が考えられます。

- ・ 仕事が減る可能性がある
- ・ 値下げを求められる可能性がある

適格請求書保存方式が導入されたあとは、免税事業者を相手に支払った額に関して、仕入税額控除を適用できなくなります。

つまり免税事業者を相手におこなった取引では、2023年10月以降、消費税の節税ができません。

このことから、免税事業者は取引先を失ってしまうリスクがあります。

また同様の理由から、仕入額の値下げを求められる可能性もあるでしょう。

値下げの要求に法的な強制力はありませんが、立場が弱いのでしたかうしかない個人事業主やフリーランスは多いと考えられます。

## ■ 買い手側 適格請求書保存方式が課税事業者に与える影響

買い手側が課税事業者であった場合、適格請求書保存方式が与える影響としては以下の3つが挙げられます。

- ・ 免税事業者から仕入れると仕入税額控除ができない
- ・ 免税事業者への対応を決めなければならない
- ・ 適格請求書の保存方法を決めなければならない

## 適格請求書発行事業者(課税事業者)になった場合

売り手が適格請求書発行事業者になった場合受ける影響としては、以下の3つが挙げられます。

- ・ 消費税の納税が必要になる
- ・ 請求書のフォーマットを変更する必要がある
- ・ 税務処理が増える

免税事業者は消費税を納税する必要はありませんが、適格請求書発行事業者は課税事業者であるため、売上に含まれる消費税を国に納めなければいけません。

次に、適格請求書には必ず記載しなければならない項目があるため、請求書のフォーマットを変更する必要に迫られます。

そして適格請求書に消費税の内訳を記載しなければならない関係上、税務処理の負担はどうしても増えてしまうこととなります。

## 免税事業者のままでいた場合

適格請求書保存方式がスタートしたあとも売り手が免税事業者のままでいた場合には、以下のような影響が考えられます。

- ・ 仕事が減る可能性がある
- ・ 値下げを求められる可能性がある

適格請求書保存方式が導入されたあとは、免税事業者を相手に支払った額に関して、仕入税額控除を適用できなくなります。

つまり免税事業者を相手におこなった取引では、2023年10月以降、消費税の節税ができません。

このことから、免税事業者は取引先を失ってしまうリスクがあります。

また同様の理由から、仕入額の値下げを求められる可能性もあるでしょう。

値下げの要求に法的な強制力はありませんが、立場が弱いのでしたがうしかない個人事業主やフリーランスは多いと考えられます。

## 適格請求書保存方式に関するよくある質問

適格請求書保存方式に関する、よくある質問に回答していきます。

### Q. 適格請求書保存方式(インボイス制度)をわかりやすく教えてください

- A. 適格請求書保存方式とは、消費税の仕入税額控除を受けるために、仕入先から適格請求書(インボイス)を発行してもらうことを義務付ける新たな制度です。

適格請求書を発行するためには、適格請求書発行事業者として登録する必要があります。

適格請求書発行事業者は課税事業者であるため、免税事業者が新たに登録する場合には、それ以降消費税の納税が新たに課せられることになります。

### Q. 適格請求書の国税庁が出しているフォーマットはありますか？

- A. 国税庁は適格請求書のフォーマットについて、公式サイトで公開しています。

そのフォーマットにしたがって適格請求書を作成すれば問題ありません。以下のリンク先を参照してください。

参考：適格請求書の記載事項 | 国税庁

▶ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-09.pdf>

### Q. 適格簡易請求書とは何ですか？

- A. 適格簡易請求書とは、不特定かつ多数の人々に対して商品やサービスを提供する業種が発行できる、簡易的な適格請求書のことです。

このような業種においては正規の条件を満たす適格請求書を毎回作成するのが困難であるため、特例として認められています。

具体的には、小売業や質屋業などが該当します。

## Q. 適格返還請求書とはなんですか？

A. 適格返還請求書とは、課税事業者に対して返品や値引きなど「売上に係る対価の返還」を求める場合に発行しなければならない請求書のことです。

ただし以下のような条件に当てはまる場合には、適格返還請求書の交付義務が免除されます。

- ・ 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ・ 出荷者などが卸売市場においておこなう生鮮食料品等の販売

## まとめ

適格請求書等保存方式に関して、一通りのことを詳細に解説しました。

**適格請求書等保存方式は内容が複雑であるため、事業者にとって大切な制度であるにもかかわらず、深く理解するのは簡単ではありません。**

しかし利益を大きく左右する制度であり、事業者にとって避けて通ることのできないものです。

とくに判断が難しいのは、適格請求書発行事業者になるべきか否か、でしょう。

**どのように事業をおこなうのが適切であるかお悩みの方は、ぜひ弊社・サン共同税理士法人にお問い合わせください。**

サン共同税理士法人は、適格請求書等保存方式に関するご相談を、これまでに数多く承ってまいりました。その豊富なノウハウにもとづき、お客様1人1人のご事情にあわせた最適なアドバイスとサポートをご提供する用意があります。

煩雑な作業はその道のプロにお任せいただき、ぜひお客様が本来全力を尽くすべき事業に専念していただきたく存じます。

その豊富なノウハウにもとづいて、お客様1人1人のご事情にあわせた最適なアドバイスとサポートを提供いたします。

### ▼お問い合わせはこちら

<https://tax-startup.jp/contact/>

小林 信仁



商工会議所等を活用してお得に利用できる融資制度(公庫)

日本政策金融には「マル経融資」と呼ばれる融資制度があります。これは商工会議所等の推薦により**無担保・無保証人・低金利**で融資を受けることができる制度です。商工会議所等から経営、金融指導を受けたうえで商工会議所等の推薦を受けることで融資を申込みことができます。**返済の据置期間は最大で2年間設けられているため**、資金繰りの改善を図ることもできます。また、借入条件は創業融資並みに優遇されているので、コスト・リスクを抑えて資金調達が可能です。

制度名	借入対象者		融資限度額
<b>マル経融資</b> (小規模事業者経営改善資金)	商工会、商工会議所又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、商工会、商工会議所等の長の推薦を受けた方		2,000万円
返済期間	基準金利	保証人・担保	その他諸条件
運転資金：7年以内 うち据置期間1年以内  設備資金：10年以内 うち据置期間2年以内	<b>1.20%</b> <small>2023年11月1日現在</small>	<b>不要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定申告を行っており、税金の未納がないこと。</li> <li>直近1年以上、同一の商工会・商工会議所のエリア内で事業を継続していること。</li> </ul>

日本政策金融公庫 変更情報

	前月時点	2023年8月1日時点
創業融資の基準金利	2.40～3.50%	<b>2.40～3.70%</b>
コロナ融資の申込期限 <small>※3年間の利子補給無し</small>	2024年3月31日まで	変更なし

## 「年収の壁」とは？

一定の年収を超えると税金や社会保険料が課され手取り額が減少することから、その金額を「年収の壁」といいます。主に家族に扶養されているパートタイマーなどの短時間就労者が年収の壁を超えないように就労調整することが多く、人手不足の一因といわれています。

社会保険における「年収の壁」は下記2つです。

106万円の壁	130万円の壁
社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入対象となり、保険料負担が生じる※	国民年金・国民健康保険の加入対象となり保険料負担が生じる

※2023年11月現在は従業員101人以上の企業が対象

社会保険の被扶養者となる要件のひとつが年収130万円未満であるため、その金額を超えないよう調整する短時間労働者が多く、「130万円の壁」といわれています。年収130万円以上になると扶養から外れ、自身で国民年金保険料・国民健康保険料を納める必要があります。

「106万円の壁」については、2022年10月より社会保険の加入対象となる短時間労働者の範囲が拡大したことにより生じました。2023年11月現在、従業員101人以上の企業で働き、下記の要件をすべて満たす短時間労働者は社会保険の加入対象となっています。

- ・ 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満
- ・ 所定内賃金が月額8.8万円以上
- ・ 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- ・ 学生ではない

月収8.8万円はおおよそ年収106万円となるため106万円の壁といわれています。対象企業は段階的に拡大され、2024年10月からは従業員51人以上の企業で働く時間労働者も上記要件を満たせば社会保険の加入対象となります。



## ■ 年収の壁・支援強化パッケージの概要

厚生労働省は、年収の壁対策として令和5年9月に「年収の壁・支援強化パッケージ」を発表しました。年収の壁を超えても短時間労働者に社会保険料負担が生じないよう支援する施策です。「106万円の壁」と「130万円の壁」の対応は下記のとおりです。

### 1 「106万円の壁」対応

企業への支援としてキャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました。社会保険に加入した短時間労働者の手取り収入を減らさない取組を実施する企業に対し、労働者1人当たり最大50万円を支給します。取組としては、社会保険料の算定対象外となる社会保険適用手当の支給、賃上げによる基本給の増額、所定労働時間の延長があります。

### 2 「130万円の壁」対応

社会保険の被保険者でない短時間労働者が、繁忙期の残業等で一時的に収入が増えたことによって年収が130万円以上となった場合でも、事業主の証明書を提出することによって引き続き被扶養者として認定されるようになりました。

### 3 その他 配偶者手当への対応

上記の「106万円の壁」「130万円の壁」を含む対応として、企業に対し、従業員が一定の収入以下の配偶者を有する場合に支給する配偶者手当についての見直しを求める資料を作成・公表しています。

## ■ 最後に

パート・アルバイトの社会保険加入で判断に悩まれていたり、新設のキャリアアップ助成金社会保険適用時処遇改善コースにご興味をお持ちでしたら、お気軽にご相談いただけますと幸いです。



## 拠点一覧

### 青山オフィス

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15階

### 日本橋オフィス

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-6-1 日本橋本町プラザビル2F

### 五反田オフィス

〒141-0031

東京都品川区西五反田1-26-2 五反田サンハイツ306

### 板橋オフィス

〒173-0013

東京都板橋区氷川町26-5 栄ビル1F

### 北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10階

### 八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4階

### 横浜オフィス

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19階

### 西宮オフィス

〒663-8112

兵庫県西宮市甲子園口北町23-10

### 博多オフィス

〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4-25 アクロスキューブ博多駅前4階

### 沖縄オフィス

〒901-2227

沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオススクエア 2-D



ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので  
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ  
フォローしてください!